

小国町地熱資源の適正活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小国町地熱資源の適正活用に関する条例（平成27年小国町条例第32号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(周辺環境の変化が認められた場合の必要な措置)

第3条 条例第6条第2項に規定する「必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。

- (1) 町への報告
- (2) 地熱発電事業者が行う対応策の実施
- (3) 町が地熱発電事業者に対して指示した対応策の実施
(地熱発電事業者が行わなければならない説明の時期)

第4条 条例第6条第3項に規定する「機会」とは、次に掲げる時期をいう。

- (1) 地熱資源の資源量調査を行うとき
- (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条及び第11条で定められた土地の掘削を行うとき
- (3) 掘削した井戸での噴気試験を行うとき
- (4) 環境影響調査を行うとき
- (5) 地熱発電設備の建設を行うとき
- (6) 町が地域住民への説明を求めたとき
(事業計画への同意)

第5条 町長は、条例第8条第1項又は第10条の規定により同意する場合は、地熱発電事業者に対して同意書を交付するものとする。

(事業計画の内容の著しい変更)

第6条 条例第10条に規定する「著しい変更が生じる場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 事業主体者を変更する場合
- (2) 資源量調査の範囲又は調査方法を変更（軽微な変更を除く。）する場合
- (3) 井戸の掘削箇所、口径の拡大又は深度を変更（軽微な変更を除く。）する場合
- (4) 利用目的を変更する場合
- (5) その他、前各号に準じる事業計画の大きな内容の変更をする場合
(事業の着手及び完了報告)

第7条 地熱発電事業者は、条例第8条第1項に規定する資源量調査、土地の掘削又は発電所建設に着手したときは、事業着手届（様式第1号）を、当該調査又は当該工事が完了したときは、事業完了届（様式第2号）を直ちに町長に提出しなければ

ならない。

(事業の変更報告)

第8条 条例第10条に規定する事業計画の変更(「著しい変更が生じる場合」を除く。)は、事業変更届(様式第3号)により行うものとする。

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

事業着手届

年 月 日

小国町長 様

（事業者）住所又は所在地
氏名又は名称
電話

印

小国町地熱資源の適正活用に関する条例施行規則第7条に基づき、事業の着手について届出をします。

記

事業内容	
事業の場所	
事業着手年月日	年 月 日

様式第2号（第7条関係）

事業完了届

年 月 日

小国町長 様

（事業者）住所又は所在地
氏名又は名称
電話

印

小国町地熱資源の適正活用に関する条例施行規則第7条に基づき、事業の完了について届出をします。

記

事業内容	
事業の場所	
事業完了年月日	年 月 日

様式第3号（第8条関係）

事業変更届

年 月 日

小国町長 様

（事業者）住所又は所在地
氏名又は名称
電話

印

小国町地熱資源の適正活用に関する条例施行規則第8条に基づき、事業の変更について届出をします。

記

事業内容	
事業の場所	
変更の内容	
事業変更年月日	年 月 日